

第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携

1. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

(1) 保育提供量の充実

特定教育・保育施設等の利用定員拡大を図ることで、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用に必要な保育提供量の確保に努めます。

《主な事業等》

- ・ 保育所、幼稚園及び認定こども園の運営事業
- ・ ニーズに応じた教育・保育施設等の整備

(2) 利用者支援事業の活用

利用者支援事業（基本型）として、市内の地域子育て支援センターに配置している「子育て支援コーディネーター」が、今後も引き続き情報提供や相談などに応じるとともに、更なる資質の向上に努めます。また、利用者支援事業（母子保健型）を行っている市内10ヶ所の保健センターと連携し、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）としての機能を発揮し、妊娠・出産から子育て期への途切れない支援が提供できるよう努めます。特に、産後休業及び育児休業期間満了後における利用時に、保護者が希望に沿った適切な選択と円滑な利用ができるよう、子育て支援コーディネーターは、施設の特徴や、市との密接な連携による利用状況の把握に努め、支援します。

《主な事業等》

- ・ 利用者支援事業

2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護について、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳児健診の場、保育所、学校等も活用して啓発活動に努めます。

また、保護者が監護を著しく怠るネグレクトは児童虐待であることを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを乳児健診の機会などを活用し、周知に努めます。

② 発生予防、早期発見、早期対応等

ア 支援が必要でありながら自分から援助を求めることができない家庭を早期に発見し、適切な訪問支援や適切なサービス提供を行うため、行政、学校・保育所・認定こども園、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、各種団体など、関係機関と連携を図りながら、地域における切れ目のない子育て支援を活用して、児童虐待の発生予防に努めます。

イ 対応が必要な児童虐待の事案が確認された場合は、児童相談所と緊密な連携をとって情報を共有し、共通認識のもと、今後も早期対応に努めます。

また、転居ケースは、児童相談所や関係市町村間との情報共有・引継ぎを迅速・適切に行い、切れ目のない支援に努めます。

③ 児童虐待への的確な対応及び関係機関との連携

ア 子ども家庭総合支援拠点の整備を行い、配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努めます。

また、市の相談体制の強化・職員の資質向上を図るため、児童相談所職員等を講師に招いた研修や、県が行う研修等への参加等、専門知識・技術を習得する機会を継続的に確保し、より専門性を高めるよう取り組みます。

イ 保健・福祉・教育分野等、子どもに関する専門的な知識や技能を有する部署と連携を取り、必要に応じて会議を開催し、要支援家庭等に関する情報の共有化や様々な視点から要支援家庭等を支援するための方策を講じ、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

ウ 行政、学校・保育所・認定こども園、児童相談所、警察署、民生委員・児童委員、各種団体など、地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの途切れのない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化します。

④ 社会的養護施策との連携

市内には5か所の児童養護施設、2か所の乳児院、1か所の母子生活支援施設があり、これらの施設とは子育て短期支援事業実施に伴って連携を図っています。今後も各施設の高機能化を促すとともに地域の子ども・子育て支援に活用するために一層連携を深めていくことが必要です。

《主な事業等》

- ・ 児童虐待への対応
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備
- ・ 居所不明児童への対応
- ・ 子育て支援ショートステイ事業
- ・ 養育支援訪問等事業
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ 児童養護施設等の整備

（２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

児童扶養手当の給付をはじめ、一人親家庭のための自立支援給付金事業、ハローワーク等関係機関との連携による就業支援事業、一人親家庭の児童を対象とする学習支援事業など、経済的支援、就業支援、教育支援及び子育て・生活支援について総合的な対策を実施することにより、一人親家庭の生活の安定と自立の促進を図り、次代の社会を担う児童の健全な育成に取り組みます。

《主な事業等》

- ・ 児童扶養手当給付事業
- ・ 児童援護金給付事業
- ・ 高等職業訓練促進給付金給付事業
- ・ 自立支援教育訓練給付金給付事業
- ・ 母子自立支援プログラム策定事業
- ・ 一人親家庭学習支援事業
- ・ 一人親家庭等日常生活支援事業
- ・ 就学援助
- ・ 公営住宅の優先入居、優遇措置
- ・ 一人親家庭等に対する医療費の助成
- ・ 放課後児童クラブ運営費補助金ひとり親家庭利用料支援

（３）障がい児施策の充実等

障がいや発育・発達に心配のある子ども一人一人が、その発達段階に応じた適切な支援を受けることができ、保護者の思いや願いに寄り添い、地域で安心して子育て・子育てができるよう支援を進めていく必要があります。

このため、津市では、保育所、幼稚園から小学校、中学校において、障がい児が必要とする支援を継続して受けられるよう環境づくりに努めるとともに、保護者への個別支援を実施し、就学指導相談を通して途切れのない支援を行っています。

また、ライフステージに応じた途切れのない一貫した支援体制を継続するため、そのツールとして「津市障がい児等生活支援ファイル（はっぴいのーと）」を作成し、活用を図っています。

津市児童発達支援センターでは、就学前の発達等に心配のある子どもに対して個別の支援計画に基づく療育や訓練を行う児童発達支援、集団生活の場における助言・指導を行う保育所等訪問支援、障害児支援利用計画を作成するための相談支援などを実施するとともに、地域における支援及び連携の核となる発達支援事業を展開します。

就学児においては、放課後や夏休み等の長期休暇時の居場所をつくる放課後等デイサービス事業や、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある子どもに対する日中一時支援事業を実施します。

第6章 子ども・子育て支援の関連施策との連携

学校教育においては、保健・福祉・医療・労働関係機関等との緊密な連携のもと、就学前から学校卒業までの一貫した相談体制の強化に努めます。また、特別な支援が必要な子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するため、全ての教員が特別支援教育に関する知識・技能の習得に努め、個別の教育支援計画の活用をさらに進めます。

また、より効果的な特別支援教育が実現できるよう通級指導教室等の教育環境の充実を図ります。

医療的ケア児が在宅生活を継続していこうとする場合、保健、医療、障がい福祉だけでなく、保育、教育等における支援も重要であり、また、当事者及び保護者等が安心して必要な支援を受けるためには関係行政機関や関係する事業所等が緊密に連携して対応することが求められることから、関連分野の連携の一層の推進化や連絡調整を行うための体制整備に関し、必要な措置を講じるよう努めます。

教育・福祉が一人一人のニーズに応じて、早期からの発達段階に応じた一貫した支援を推進していけるよう取り組みます。

《主な事業等》

- ・発達支援事業（巡回相談、保護者面談、療育教室等）
- ・津市児童発達支援センター（児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）
- ・特別支援教育充実推進事業
- ・通級指導教室整備充実事業
- ・津市教育支援委員会に係る事業
- ・特別支援教育支援員の活用事業
- ・放課後児童クラブ運営費補助金障がい児受入加算
- ・障がい者（児）に対する医療費の助成
- ・自立支援医療（育成医療）
- ・障がい児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス等）
- ・障がい児等生活支援ファイル活用事業
- ・日中一時支援事業

3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し （長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含みます。）

① ワーク・ライフ・バランスを促進する意識啓発

仕事と生活を両立できる働きやすい環境づくりを進めるために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識の啓発や情報提供を行います。

② ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直し、企業への働きかけ

育児休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなどが図られるよう取り組みます。

③ 男性の育児参加の促進に資する取組

父親を対象として子どもの年齢に応じた内容の講座を開催し、楽しく子どもとふれあい、父親同士で交流をする機会を作ります。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

① 多様な働き方に対応した保育の充実

保護者の就労形態の多様化から保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育事業や休日保育事業、一時預かり事業など多様な保育サービスを提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。

また、病気に罹ったり、又その回復期にあるものの保育所等に登園できない状態にある子どもが安心して過ごすことができる病児・病後児保育事業の拡大に取り組みます。

② 就学後の子どもの居場所と保護者の就労支援

近年増え続けている放課後児童クラブに対するニーズに応えるため、狭あい化解消に向けた施設整備を積極的に進め、必要とする全ての子どもたちが放課後児童クラブを利用できる体制を整備し、子どもたちの安全安心な放課後の居場所の充実を図ります。

《主な事業等》

- ・ 保育所、認定こども園の運営事業
- ・ ニーズに応じた教育・保育施設等の整備
- ・ 延長保育事業、休日保育事業
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業